

東京都建築物環境計画書

大規模な建築物の建築主に建築物環境計画書の提出等を義務付け、建築物の概要を東京都のホームページで公表します。そのことにより、環境に対する自主的な取り組みと、環境に配慮した質の高い建築物が評価されることを目的としています。

配慮指針

区分ごとに環境への配慮の度合いを評価するための「段階」を設定し、その「段階」に自らの建築物が適合するかを建築主自身が評価することを基本としています。

「段階」の設定は、原則として1、2、3の3段階です。

これらの評価を点数化し、8～9項目程度に集計した上で、バーチャートで表示します。

適用条件、提出日

現在、東京都は5,000㎡以上の建築物に「東京都建築物環境計画書」の提出を義務化しています。

提出日は建築確認申請等の提出の30日前までです。

弊社では省エネ計画書と共に、東京都建築物環境計画書作成の支援業務も承ります。